

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 3 年 1 2 月 2 3 日

越前市長 山田 賢一

#### 記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

杉崎町

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

令和 3 年 1 2 月 1 7 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

中心経営体数

個人：6 経営体

法人：2 経営体

※協議の結果、認定新規就農者（個人）1 名を新たに追加

4. 3 の結果として、当該地域に担い手が十分いるかどうか

担い手は十分確保されている。

5. 農地中間管理機構の活用方針

農業をリタイア・経営転換する人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける。

6. 今後の地域農業のあり方

- ・法人 A、個人 A、法人 B を中心経営体とし、農地集積を図る。
- ・特別栽培米の生産に取り組み、農産物の高付加価値化を図り、法人 B が園芸部門で 6 次産業化を目指す。